

## (豊中市伊丹市クリーンランド議会 平成25年度決算審議)

### 【ごみ搬入量について】

#### (質問)

議案参考資料P. 2によると、全体としてごみ搬入量の約67%が豊中市、約33%が伊丹市となっています。一方で、ごみ種別に見ると、粗大ごみに関しては、豊中市が伊丹市の6倍以上となっており、逆に不燃ごみは、伊丹市の方が豊中市より多くなっています。さらに、古紙・古布、缶類に関しては、伊丹市からの搬入は一切ありません。これらの理由について教えてください。

#### <答弁>

粗大ごみと不燃ごみにおける両市の搬入量の差についてですが、これは両市の粗大ごみと不燃ごみの定義・基準の違いによることが一つの要因であり、平成25年度では、豊中市は最大の辺または径が30cm以上は粗大ごみで、30cm未満の場合は可燃ごみもしくは不燃ごみ扱いとなっております。

一方、伊丹市では、最大の辺または径が100cm以上ある場合が粗大ごみで、100cm未満の場合は、可燃ごみもしくは不燃ごみ扱いとなっており、このことから、粗大ごみ量は豊中市が多く、不燃ごみ量は伊丹市が多くなっているものと推測しております。

また、豊中市では、平成24年度から新分別収集を開始し、それまで不燃ごみで収集されていた再生資源の空き缶やペットボトルの分別収集とプラスチック製容器包装の全区域に拡大変更したことから、不燃ごみが著しく減少したものと考えられます。

次に、伊丹市の古紙・古布と缶類の搬入でございますが、伊丹市の場合は、委託業者が収集した古紙・古布及び空き缶は、クリーンランドに搬入されずに直接再生資源業者に持ち込まれていることから、クリーンランドへの搬入はございません。

#### (質問)

議案参考資料P. 8によると、平成24年度に比べ、平成25年度のごみ処理施設使用料が増加しており、その中で、事業所搬入分、許可業者搬入分、公共施設搬入分が増えています。ということは、事業系や公共施設系のごみが増えているのではないかと懸念されますが、実態と、ここ数年の排出状況について教えてください。さらに、事業系ごみのごみ処理施設使用料と実際に処理にかかる経費の差額はどれくらいなのか教えてください。また、廃棄物処理法の排出者責任の考え方からすると、事業系ごみについては、実際の処理経費相当額をごみ処理施設使用料として設定するべきではないかと考えますが、クリーンランドの見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

平成24年度に比べ、平成25年度のごみ処理施設使用料が増加しておりますのは、平成24年10月に10kgあたり60円から87円に料金改定を実施したことによるものです。このうち、事業系ごみの大半を占める許可業者の搬入量につきましては、平成23年度5万5860トン、平成24年度5万6255トン、平成25年度5万6149トンとほぼ横ばいからやや減少傾向となっております。

現在の施設使用料は10kgあたり87円でございますが、平成25年度の焼却処理経費は

10kgあたり102円となっており、処理経費のおよそ85%の負担率となります。

料金設定につきましては、廃棄物処理法の排出者の自己処理責任の原則に基づき、受益と負担の公平性の観点から、処理経費に相当する額が適正であると考えております。このことから、可燃ごみにつきましては、平成28年度から稼働予定の新焼却施設における処理経費を基礎として、適正化を図っていく必要があると考えております。

#### (意見・要望)

豊中市、伊丹市両市でごみの定義が異なったり、搬入されるごみ種が異なることで、クリーンランドにおける処理の多様化や非効率化につながっていると思われまます。結果として、経費の増加にもつながっていることが推測されます。出来る限り、両市においてごみの定義及び搬入ごみの統一化を図って頂きたいと思ひます。

また、答弁ではほぼ横ばいから減少傾向とのことでしたが、事業系ごみの搬入量は公共施設からのごみを含めほとんど減量がなされていません。このことを、両市長は深刻に受け止めて頂き、より一層の対策を講じて頂きたいと強く要望しておきます。

さらに、「施設使用料の設定については、廃棄物処理法の排出者の自己処理責任の原則に基づき、受益と負担の公平性の観点から、処理経費に相当する額が適正であると考えている」とのご答弁がありました。実際、昨年度の焼却処理経費と施設使用料は10kgあたりで15円の差額が生じており、もし、施設使用料を焼却処理経費相当額に適正化を図ると、単純計算で、約8400万円の歳入増となります。このことは結果として、両市からの負担金の軽減にもつながります。排出者の自己処理責任の原則が果たされていない現状及び、施設使用料の適正化を図ると、両市からの負担金の軽減ができることを両市長はしっかりと受け止め、迅速に適正化に向けて取り組んで頂くことを強く要望しておきます。

## 【市民のごみ分別協力実態と事業系ごみの搬入実態について】

### （質問）

ここ数年の豊中市、伊丹市それぞれの子民のごみ分別協力率の推移とそれに対するクリーンランドの見解を教えてください。一方で、事業系ごみにおける産業廃棄物等の混入実態と、それに対するクリーンランドの見解と対策について教えてください。

### ＜答弁＞

市民のごみ分別協力率でございますが、豊中市では、市民が排出された再生資源が適正な分別区分により排出されている割合を協力率として、家庭系のごみ質実態調査での組成分析を通じて算出しています。その結果、プラスチック製容器包装は平成20年度の36.2%に対し、新分別が開始された平成24年度では75%と大きく向上しており、他の空き缶やペットボトルなどについても、80%前後の高い協力率になっているとの報告を頂いています。また、伊丹市においても概ね同様の協力率と推測致しております。

次に、事業系ごみにおける産業廃棄物等の混入実態でございますが、両市の許可業者等から搬入される事業系の廃棄物については、毎年、定期的に搬入物検査を実施し、ごみの適否の現認を行っていますが、少量のプラ製品やペットボトル・空き缶などが可燃ごみに持ち込まれている状況も散見されており、その都度、許可業者と排出業者への改善指導を行っておりますが、ごみの排出事業者の認識と実践をいかに向上させるかが重要な課題であると考えています。引き続き、両市環境部と連携し、展開検査などを通して適正な搬入の確保に向けて、啓発の強化に努めてまいりたいと考えております。

### （意見・要望）

ご答弁にあったように、今後も、引き続き、展開検査などを通して適正な搬入の確保にむけて、啓発の強化に努めて頂きたいと要望しておきます。

## 【リサイクルプラザにおける再資源化について】

### (質問)

決算説明書P. 1で、「昨年度に引き続き資源化率の目標50%以上を達成した」とありますが、ここ数年の資源化率の推移と、今後の目標値を教えてください。また、昨年度の各資源ごみ(ペットボトル類、ビン類、プラスチック製容器包装、古紙・古布、缶)のそれぞれの資源化率も教えてください。

### <答弁>

クリーンランドにおける資源化率は、平成23年度以前は、30%程度でしたが、スリーR・センターが稼働し、両市で新分別収集が開始された平成24年度では57.4%、25年度では58.6%と推移し、当センターが目標としております資源化率50%以上を達成しております。今後も、引き続き目標値は50%以上としつつも、実績として資源化率を年次毎に向上させるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成25年度の各ごみ種の資源化率では、ペットボトルが86%、ビン類が95%、プラスチック製容器包装が83%、古紙・古布が98%、缶類が87%となっております。

### (質問)

各資源ごみは、クリーンランド内で再資源化をしている訳ではなく、再資源化量として出されている数値は、資源化業者に輩出した量と言うことだと思います。そこで、伺いますが、クリーンランドから事業者へ排出された資源ごみは100%資源化されていることを確認されているのでしょうか。例えば、クリーンランドから日本容器リサイクル協会へ搬入されたプラスチック製容器包装が実際にどのような形で、どれくらいの割合、資源化されているかその実態について教えてください。

### <答弁>

プラスチック製容器包装やペットボトルの排出後の資源化確認ですが、毎年引き取り業者の工場にて容器包装リサイクル協会の品質検査に立ち会った際に再生処理工程の現場にも立ち会い、異物を除いた適合品については100%資源化されていることを確認しております。また、平成25年度に搬出したプラスチック製容器包装につきましては、約70%がパレットや公園のベンチ、植木鉢などへの材料に、残り約30%は燃料ガスとしてリサイクルされています。

### (意見・要望)

現在、示されている資源化率は厳密にいうと、実際に資源化された割合ではなく、あくまで、資源化業者に排出した割合ですので、資源化率の目標値を設定し、達成状況を報告するのであれば、資源化事業者がどのような形で、どの程度、資源化を行っているのかの実態把握と、その結果の報告も行って頂けたらと思います。また、プラスチック製容器包装のリサイクルについては、全てがマテリアルリサイクルされているわけではなく、3割程度は燃料ガスとしてリサイクルされているとのことで、拠出金を払ってまで、燃料ガスとしてリサイクルされるぐらいなら、マテリアルリサイクル出来ない分は、クリーンランドでサーマルリサイクルしたらよいのではないかと考えてしまいます。

## 【再資源化経費について】

### （質問）

議案参考資料P. 10には、再資源化経費の状況が記されていますが、どのごみ種も全て収支が赤字となっています。このことに対するクリーンランドの見解をお聞かせ下さい。例えば、容器包装プラスチックについては、毎年、2億円を超える赤字収支となっていますが、もし、容器包装プラスチックを製品プラスチック同様、可燃ごみとして処理し、熱回収し、売電した場合、どれくらいの収支差益になると想定されるでしょうか。

### ＜答弁＞

市民の方が、日常生活の中から排出される可燃ごみや再生資源を行政が収集・処理する上では、一定の経費が予算として必要となります。ご指摘の再生資源についても、売却益だけで処理経費が賄えるものではございません。クリーンランドでは、循環型社会の構築という環境行政に対する社会からの要請に添えていくため、循環型社会形成基本法の理念と趣旨を踏まえ、循環資源の「循環的な利用」及び「適正な処分」の優先順位に基づき、1番目に再使用、2番目には再生利用、3番目に熱回収、そして最後には適正処分という再生利用を優先にした処理方法を行っております。

次に、収支差益に関しましては、平成25年度プラスチック製容器包装の搬入量は5663.66トンであり、プラスチック製容器包装を可燃ごみとして全量焼却処理した場合、発電量が約120万kwh増加となり、売電の収益増加は1700万円程度と推測されます。

### （質問）

余熱利用の基本方針策定委員会においても、地域住民代表の方が、熱エネルギーの全量発電や売電収入を得ることを提言されていますし、この考え方に他の委員の方からも異論は出なかったと伺っています。容器包装プラスチックの処理方法を大幅に見直し、熱回収による活用を図ることについて、クリーンランドの見解をお聞かせ下さい。

### ＜答弁＞

現在、クリーンランドにおきましては、「循環型社会形成推進基本法」の理念に沿った、3Rの推進を図る両市の施策に基づき、資源の循環利用の観点から、リサイクルプラザにおいて「プラスチック製容器包装類」の再生利用の促進を図った上で、なお残った雑多な廃プラスチックはごみ焼却施設で熱エネルギーとして有効に熱回収することとしております。

### （意見・要望）

市民の方が、日常生活の中から排出される可燃ごみや再生資源を行政が収集・処理する上で、一定の経費が予算として必要となることや、再生資源についても、売却益だけで処理経費が賄えないことも理解しています。ただ、可燃処理の経費に比べて、再資源化経費が高過ぎる気がします。

ご答弁にあったように、「クリーンランドでは、循環型社会形成基本法の理念と趣旨を踏まえ、循環資源の「循環的な利用」及び「適正な処分」の優先順位に基づき、1番目に再使用、2番目には再生利用、3番目に熱回収、そして最後には適正処分という再生利用を優先にした処理方法を行っている」ことは理解しますが、「循環型社会形成推進基本法」の理念に

沿った、3Rの推進を図る両市の施策に基づき、「プラスチック製容器包装類」の再生利用の促進を図っているとのご答弁には甚だ疑問です。クリーンランド内でのごみに対する各職員、組織としての意識や認識、行動は先ほどのご答弁をしても何ら恥ずべきものではないと思いますが、両市の庁舎や関係施設における職員や組織の循環型社会形成推進基本法の理念に対する意識や認識は全く感じられず、3Rの推進を図る行動も見られません。分別もろくにしていませんし、しようとする雰囲気すら感じません。市においてそのような対応がなされているにもかかわらず、循環型社会形成基本法の理念に沿ったとか、3Rの推進を図る両市の施策に基づくと言われても全く説得力がありません。そのような状態、が続くのであれば、実態に伴わない理想を語るのではなく、現実的な対応として、容器包装プラスチックを焼却処理し、熱回収することで、市民の分別手間の軽減や経費の大幅な見直しを図るべきと意見しておきます。

## 【収入未済額について】

(質問)

決算説明書P. 15の雑入に、収入未済額として39万3185円と記載がありますが、この内容と、何故、未済になってしまったのか教えて下さい。

<答弁>

当該未収金は、クリーンスポーツランド(余熱利用施設)5階にございました食堂の平成21年11月から平成22年2月までの4か月分の電気・水道利用料金未払金であります。未払発生当時、食堂を使用する業者から利用客・売り上げともに減少しており節電等の努力をしているが、電気・水道利用料金が減少しておらず請求額に疑義があるとの申出がありました。その後、業者と協議を行ってまいりましたが、平成22年2月5日に経営不振によりクリーンスポーツランドから撤退する旨の申出があり、電気・水道利用料金についても支払う意思がないことが示されました。このことから、平成22年5月21日に催促状を送付し、その後も催告状を送付するなどして債権回収に努めてまいりましたが、平成25年12月19日に業者から再度料金を支払う意思が無いことがしめされました。このことを受け強制執行を含めた今後の対応について内部で協議しましたが、強制執行に係る費用等を勘案した結果、「会社所在地は登記簿上、クリーンスポーツランド内にあるが、会社は存在せず平成22年3月以降休止状態であり、事業を再開する見込みが全くない。」「資産は事務用品のみでその価値は強制執行の費用にも満たない。」「料金の支払いに対して協議を重ね、平成22年5月21日には催促状を送付し、再三の催告にも関わらず未だ支払いがなされていない。」等の理由から債権回収は困難であると判断し、平成26年3月3日付で地方自治法施行令第171条の5第1項第1号に基づき徴収停止を行いました。

平成21年12月支払い分より未払いとなったことから、業者に対し催促を行ってまいりましたが、平成22年3月19日に業者の経営不振により余熱利用施設から撤退したため、電気・水道利用料金の収入未済額が39万3185円となったものです。

(意見・要望)

委託業者や契約業者が経営不振になるたびに、不良債権を生じさせては、経営が成り立ちません。今回の件も含めて、債権管理のあり方を徹底的に見直し、同様の収入未済や不能欠損が生じないようにして頂くことを強く要望しておきます。